

# 簡易専用水道の 衛生管理について

熊本県環境生活部環境局環境保全課

令和2年(2020年)4月



## 簡易専用水道とは

市町村等の水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水を貯水槽(受水槽)に一旦貯水し、高置水槽や圧力タンク等で給水する水道で、貯水槽(受水槽)の有効容量の合計が10 m<sup>3</sup>を越え100 m<sup>3</sup>以下のものをいいます。

次の場合は簡易専用水道に該当しません。

- ・貯水槽(受水槽)に貯留された水を全く飲料水として使用しない場合
- ・水道事業者から供給された水道水以外の水を水源とする場合
- ・貯水槽(受水槽)の有効容量が10 m<sup>3</sup>以下の場合

## 保健所への届出

以下に掲げる項目に該当するときは、施設所在地を管轄する保健所に所定の様式により届け出てください。

- ・簡易専用水道を設置したとき (様式第1号)
- ・届出事項の内容を変更したとき (様式第2号)
- ・簡易専用水道を休(廃)止したとき (様式第3号)

## 必要な衛生管理 (水道法等で定められていること)

### 登録検査機関による検査の受検

(水道法第34条の2第2項)(水道法施行規則第56条)

設置者は、毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の検査機関に依頼し、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けなければなりません。

登録検査機関は追加・変更されます。最新情報は厚生労働省のホームページをご覧ください。

### 主な検査内容

- 1、施設及びその管理の状態に関する検査  
受水槽、高置水槽等の周囲、本体、その他付属部の状況等を検査します。
- 2、給水栓における水質検査  
給水栓(蛇口)の水について、臭気、味、色、色度、濁度および残留塩素を検査します。
- 3、書類の整理等に関する検査  
施設の維持管理関係の書類(給排水系図、設備の配置図、水槽の清掃の記録等)の整備、保存状況を検査します。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」が適用される簡易専用水道の場合に限り、「現場検査」に替えて、検査機関に管理の状況についての書類（様式第 5 号）を提出することにより検査を受けることができます。（「書類検査」）

#### 水槽の清掃（水道法施行規則第 55 条）

設置者は、毎年 1 回以上定期的に、必ず水槽の清掃を行わなければなりません。

清掃は、専門的な知識、技能を有する者に行わせるのが望ましいとされています。（参照：熊本県健康福祉部薬務衛生課登録の「建築物環境衛生管理事業県知事登録業者名簿」）

#### 施設の点検等（水道法施行規則第 55 条）

水槽（受水槽・高置水槽）等の点検を行い、有害物や汚水等により水が汚染されているのを防止するための措置を行ってください。

#### 水質の確認（水道法施行規則第 55 条）

給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めるときは、必要なものについて検査を行ってください。

### **望ましい管理**（本県が指導している内容）

#### 日常の検査・点検

##### ・水質の確認

給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味に異常がないかを確認してください。また、給水栓における遊離残留塩素を必要に応じ測定し、 $0.1 \text{ mg/l}$ （結合残留塩素の場合は  $0.4 \text{ mg/l}$ ）以上保持するようにしてください。

##### ・水槽等の点検

水槽内に有害物質や汚水等の混入がないように、水槽の亀裂の有無や防虫網の破損の有無などを定期的に点検してください。

#### 管 理

##### ・書類の整理

施設の図面を常備し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は保管してください。

##### ・管理者の設置

設置者が自ら管理を行わない場合は、当該簡易専用水道の管理を担当させるための「管理者」を選任し、適正な管理が行われるようにしてください。

## 改善の指示・給水停止命令

管理が不相当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるように改善を指示することがあります。

また、この改善の指示に従わず、給水を継続させることが、利用者の利益を害すると認められるときは、給水の停止を命令することがあります。

### 異常時の対応 (水道法施行規則第55条)

供給する水が人の健康を害するおそれがあることが分かったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者(使用者等)に知らせなければなりません。

また、速やかに管轄の保健所に連絡し、その指示に従ってください。

### 検査結果の報告

設置者は登録検査機関による管理状況の検査を受けたときは、その結果を速やかに管轄の保健所に報告してください。また、検査結果に衛生上の問題があった場合は、速やかに管轄の保健所に報告のうえ、指導を受けてください。

#### 届出先保健所一覧(所管区域)

| 保健所   | 電話番号         | 所管区域                                  |
|-------|--------------|---------------------------------------|
| 有明保健所 | 0968-72-2184 | 玉東町、和水町、南関町、長洲町                       |
| 菊池保健所 | 0968-25-4135 | 大津町、菊陽町                               |
| 阿蘇保健所 | 0967-24-9035 | 南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村             |
| 御船保健所 | 096-282-0016 | 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町                   |
| 宇城保健所 | 0964-32-0598 | 美里町                                   |
| 八代保健所 | 0965-33-3197 | 氷川町                                   |
| 水俣保健所 | 0966-63-4104 | 芦北町、津奈木町                              |
| 人吉保健所 | 0966-22-3108 | 錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木町、山江村、球磨村、あさぎり町 |
| 天草保健所 | 0969-23-0172 | 苓北町                                   |

市の区域に所在する施設は、各市が所管していますので、市役所等の窓口にご相談ください。

## 【水道法・施行令・施行規則抜粋】

|           |                                   |  |
|-----------|-----------------------------------|--|
| 定 義       | 法第 3 条第 7 項<br>(用語の定義)            | この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。   |
|           | 令第 2 条<br>(簡易専用水道適用除外の基準)         | 法第 3 条第 7 項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 1 0 立方メートルであることとする。  |
| 管理義務      | 法第 3 4 条の 2 第 1 項                 | 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。  |
|           | 規則第 5 5 条<br>(管理基準)               | 法第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。<br>1 水槽の掃除を毎年 1 回以上定期に行うこと。<br>2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。<br>3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。<br>4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 |
| 検査を受ける義務  | 法第 3 4 条の 2 第 2 項                 | 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。  |
|           | 規則第 5 6 条<br>(検査)                 | 法第 3 4 条の 2 第 2 項の規定による検査は、毎年 1 回以上定期に行うものとする。<br>検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。  |
| 登録検査機関の義務 | 法第 3 4 条の 3                       | 前条第 2 項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。  |
|           | 法第 3 4 条の 4 で準用する第 2 0 条の 4 第 2 項 | 登録は、簡易専用水道検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。<br>1 登録年月日及び登録番号<br>2 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>3 登録を受けた者が簡易専用水道の管理の検査を行う区域及び登録を受けた者が簡易専用水道の管理の検査を行う事業所の所在地  |

|      |                                    |  |
|------|------------------------------------|--|
| 行政権限 | 法第36条第3項<br>(改善の指示等)               | 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。                             |
|      | 法第37条<br>(給水停止命令)                  | 都道府県知事は簡易専用水道の設置者が、前条第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。                          |
|      | 法第39条第3項<br>(報告の徴収及び立入検査)          | 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。 |
|      | 法第50条の2第2項<br>(国の設置する簡易専用水道に関する特例) | 国の設置する簡易専用水道については、第36条第3項、第37条及び第39条第3項に定める都道府県知事の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。   |
| 罰則   | 法第53条                              | 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。<br>1～8(略)<br>9 第37条の規定による給水停止命令に違反した者<br>10(略)   |
|      | 法第54条                              | 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。<br>1～7(略)<br>8 第34条の2第2項の規定に違反した者   |
|      | 法第55条                              | 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。<br>1、2(略)<br>3 第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者                                 |